

少第 95 号  
令和 7 年 3 月 17 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察少年サポートセンターの運用に関する要綱の制定について（通達）

少年サポートセンターについては、「岐阜県警察少年サポートセンターの運用に関する要綱」（平成19年12月20日付け少第767号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、同センターの業務の見直しを行い、少年育成支援官による警察署業務の支援を強化するなど警察運営の効率化を図るため、新たに別添のとおり「岐阜県警察少年サポートセンターの運用に関する要綱」を定め、令和7年4月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

## 別添

### 岐阜県警察少年サポートセンターの運用に関する要綱

#### 1 目的

この要綱は、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号。以下「規程」という。）第6条に規定する少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 用語の定義

この要綱における「少年育成支援官」とは、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第13号に定める少年補導職員をいう。

#### 3 設置

- (1) サポートセンターの設置場所及び名称は、別表のとおりとする。
- (2) サポートセンターには、少年相談アドバイザーのほか所要の職員を配置するものとする。
- (3) 本部サポートセンター及び同分室には、少年育成支援官を配置するものとする。

#### 4 業務

- (1) 本部サポートセンター及び同分室は、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ア 少年相談に関すること。
  - イ 繼続補導に関すること。
  - ウ 被害少年に対する継続的な支援に関すること。
  - エ 街頭補導に関すること。
  - オ 代表者聴取の実施に伴う支援に関すること。
  - カ 不良行為少年、要保護少年(家出少年を含む。)及び児童虐待に係る事案の処理に関すること。
  - キ 学校等関係機関・団体との連携に関すること。
  - ク 少年警察ボランティアの運用及び連携に関すること。
  - ケ 少年の居場所づくり及び社会参加活動の支援に関すること。
  - コ 少年の非行防止及び規範意識啓発のための情報発信に関すること。
  - サ アからコまでに掲げる業務の警察署支援に関すること。
  - シ その他特命事項に関すること。
- (2) 地区サポートセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。
  - ア 少年相談に関すること。
  - イ 繼続補導に関すること。
  - ウ 被害少年に対する継続的な支援に関すること。
  - エ 学校等関係機関・団体との連携に関すること。
  - オ 少年警察ボランティアの運用及び連携に関すること。
  - カ 少年の居場所づくり及び社会参加活動の支援に関すること。
  - キ 少年の非行防止及び規範意識啓発のための情報発信に関すること。
  - ク その他特命事項に関すること。

#### 5 少年相談受理専用電話の設置

サポートセンターに少年相談受理専用の電話を設置して、少年相談業務を行うものとする。

なお、本部サポートセンターに設置する少年相談受理専用電話を「ヤングテレホンコーナー」と呼称する。

## 6 業務推進上の配意事項

サポートセンターの職員は、業務を推進するに当たり、次の事項に配意するものとする。

- (1) 少年の健全育成の精神及び少年の心理等の特性に関する深い理解を持って業務の遂行に当たること。
- (2) 人格の向上と見識のかん養に努め、少年その他関係者の尊敬と信頼が得られるよう努めること。
- (3) 秘密の保持に細心の注意を払い、少年や関係者が不安を抱くことがないようすること。
- (4) 関係警察署、関係機関・団体等との連携を密にすること。

## 7 職員の派遣等

- (1) サポートセンターの効果的な運用を図るため、生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）とサポートセンターが設置された警察署の署長（以下「設置警察署長」という。）は、緊密な連携に努めるものとする。
- (2) 警察署長は、本部サポートセンター及び同分室に配置されている少年育成支援官の派遣が必要と認めるときは、少年課長に対し少年育成支援官派遣要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。
- (3) (2)の要請を受けた少年課長は、速やかに少年育成支援官を派遣するなど、必要な対応を図るものとする。

## 8 報告

- (1) サポートセンターにおいて少年相談を受理した場合は、受理の都度、「警察安全相談取扱要綱」（平成25年9月20日付け広第472号）に定める受理及び処理票（別記様式第1号）を作成し、少年課長又は設置警察署長に報告するものとする。
- (2) 設置警察署長は、地区サポートセンターにおける毎月の活動状況を、地区少年サポートセンター活動状況「少年相談の対応状況」（別記様式第2号）により、少年課長に報告するものとする。

【別記様式は省略】

別表

少年サポートセンターの設置及び電話番号

設置場所	名称	電話番号
生活安全部少年課	本部少年サポートセンター	0120-783800
こどもサポート総合センター	本部少年サポートセンター分室	058-264-1135
岐阜中警察署	岐阜地区少年サポートセンター	058-263-7838
大垣警察署	西濃地区少年サポートセンター	0584-78-7838
関警察署	中濃地区少年サポートセンター	0575-23-7838
多治見警察署	東濃地区少年サポートセンター	0572-22-7822
高山警察署	飛驒地区少年サポートセンター	0577-32-7866

別記様式第1号

第 号  
年 月 日

少年課長 殿

警察署長

少年育成支援官派遣要請書

次の理由により、少年育成支援官の派遣を要請します。

記

派遣年月日	年 月 日 ( 曜日 )
派 遣 先	
要 請 人 数	人
理 由	
備 考	

## 別記様式第2号

## 地区少年サポートセンター活動状況「少年相談の対応状況」 ( 月分)

## 地区少年サポートセンター 担当者

## 1 相談者

注 調査対象月中の新規受理分を計上

## 2 相談内容

### 3 電話相談（「2 相談内容」の内数）